

債権譲渡登記令及び債権譲渡登記規則の一部改正案の概要

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第148号。以下「法」という。）の施行に伴い、以下のとおり、債権譲渡登記令（平成10年政令第296号）及び債権譲渡登記規則（平成10年法務省令第39号）の一部を改正する。

1 債権譲渡登記令の一部改正

(1) 動産譲渡登記制度の創設に伴う所要の整備（第1条，第3条，第4条第1項・第2項，第7条第1項・第3項第2号・第5項第2号・第4号，第8条第3号，第11条第5号・第6号，第15条，第16条第2項第1号・第2号・第3項各号）

(2) 登記事項概要ファイル・概要記録事項証明書等の制度の創設に伴う所要の整備（第3条，第4条第3項，第12条第3項，第14条第2項，第16条第1項・第2項）

現行の債権譲渡登記制度においては，債権譲渡登記又は質権設定登記（以下「債権譲渡登記等」という。）がされると譲渡人の商業登記簿等に当該譲渡の概括的な内容が記録されることとされていたが，法においては，商業登記簿等ではなく，新たに設けた登記事項概要ファイルに記録することとしている。

(3) 登記事項概要ファイルの記録の閉鎖に関する規定の新設（第4条第4項，第16条第2項第4号）

(4) 手数料から登録免許税への移行に伴う整備（第7条第2項第5号・第6号，第11条第6号・第7号）

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）による登録免許税法（昭和42年法律第35号）の改正により，債権譲渡登記等及び動産譲渡登記が登録免許税の課税対象とされ，動産譲渡登記については法の施行の日以後の申請に係るものに，債権譲渡登記等については平成18年4月1日以後の申請に係るものに，それぞれ登録免許税が適用されることとされた。

したがって，法施行後平成18年4月1日までの間は，動産譲渡登記に係る登記の申請については登録免許税の納付が，債権譲渡登記等に係る申請については手数料の納付が，それぞれ必要となることから，登記の申請書の記載事項及び申請の却下事由について所要の整備をすることとしている。

(5) 債務者の特定していない債権の譲渡等を債権譲渡登記等の対象に加えたことに伴う整備（第8条第4号）

(6) 譲渡人（債権の質権設定者を含む。）の使用人を登記事項証明書の交付請求権者に加えたことに伴う整備（第16条第4項第3号）

2 債権譲渡登記規則の一部改正

- (1) 動産譲渡登記制度の創設に伴う所要の整備（第1条，第3条，第4条，第5条，第8条，第13条，第16条，第17条第1号，第18条，第22条第1項第2号，第23条第2項，第24条第1項第1号，第25条，第26条第1項・第6項，第28条第1項・第4項）
- (2) 登記事項概要ファイル・概要記録事項証明書の新設に伴う所要の整備（第5条第1号，第7条，第19条，第21条，第23条第1項・第4項，第24条第2項，第3項，第28条第1項，第31条）
- (3) 登記事項概要ファイルの閉鎖に関する規定の新設（第5条第3号，第6条）
- (4) 債務者の特定していない債権の譲渡等を債権譲渡登記等の対象に加えたことに伴う整備（第9条）